

『身に覚えのない「架空請求」は、無視しましょう!』

【事例】

「以前契約した訪問販売および寝具販売業者に対して、未納料もしくは契約不履行があり、当該会社が裁判所に訴訟を起した」といった内容のハガキが届いた。

「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになり、給料や財産が差し押さえられることもある」などと書いてある。

覚えがない場合は早急に連絡するよう赤字で書かれているが、全く身に覚えがない。連絡すべきだろうか。

(80歳代 女性)



【アドバイス】

◎ハガキや封書、メールなどで身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談がまだに寄せられています。

◎「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」などと、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手段です。

★「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになる」「早急に連絡してください」などと書かれてい

ても、絶対に連絡してはいけません。

◎連絡したところ「訴訟取り下げのためには必要」などと様々な理由をつけられて、数十万円を請求されたケースもありました。

◎相手には連絡せずに、まず相談!

請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、まずご相談ください。

『投資被害にご注意ください!!』

『知らない人からの「未公開株・社債」の勧誘は「詐欺」の可能性大!!』

『こんな勧誘を受けた人は要注意!』

・この株は、上場確定!

・今買えば必ずもうかります!

・元本も保証します!

・もし〇〇社の株社債を買ってくれたら、あとで必ず高く買い取りますよ!

・金融庁の者ですが、××社の株式は

近々上場予定なので、信用しても大丈夫ですよ!

・未公開株で出た損を取り返してあげ

ますよ! その代わり別の商品を購入してください。

◎一般的に、幅広い投資家に対して「未公開株・社債」の取引の勧誘が行なわれることは考えられません。



【アドバイス】

◎一般的に、幅広い投資家に対して「未公開株・社債」の取引の勧誘が行なわれることは考えられません。

★知らない人からの電話や郵便による「未公開株・社債」の勧誘には、絶対に関わらないようにしてください!

◎少しでも不審な勧誘を受けた場合は、最寄りの警察署、消費生活センターに、すぐご相談ください。

〈相談先〉

・金融庁「金融サービス利用者相談室」

電話(ナビダイヤル)

05700-016811

※IP電話・PHSからは

03-5551-6811

・日本証券業協会「未公開株通報専用

コールセンター」

☎0120-344-0999

《子どもサポート情報》

ライターの取り扱いにご注意

ください!

◎子どもの手の届かないところにおきましよう

家の中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

◎子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

・子どもにライターを触らせないように

にしましょう。

・子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してや

めさせましょう。

・理解できる年齢になったら、家庭や

学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。

◎不要なライターはきちんと捨てま

しょう

・利用しなくなった古いライターは、使い切るかガス抜きをして、自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

・ガス抜きの方法と注意事項の情報は、(社)日本喫煙具協会ホームページをご覧ください。

<http://www.jsaca.jp/info/throw.html>

◎子どもが簡単に使えないPSC対応ライターを使いましょう

・平成23年9月27日以降、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)が施されたPSC対応ライター以外は販売が禁止されています。

・PSC対応ライターでも、周囲の大人の注意が必要です。



【消費生活に関するご相談は】

農林商工課 消費生活コーナー

月・水・木の午前9時~午後5時

来庁相談も可能ですが、まずはお電話

してください。(要予約)

☎739・0001(内線255)

*商品やサービスの契約トラブルなど相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします